障がいのある方への各種助成について

●精神障がい者の通院医療費助成

対象者

自立支援医療(精神通院医療)受給者のうち、以下の条件全てに当てはまる方

- (1) 所得区分が市民税非課税世帯の方(自立支援医療受給者証の区分に「B1」または「B2」と記載されている方)
- (2) 精神通院に係る月の医療費負担が、自己負担上限月額の2分の1を越えた方
- (3) 福祉医療の支給を受けていない方
- 手続に必要なもの ※申請書や請求書は障がい者福祉課窓口にあります。
 - (1) 自立支援医療受給者証……所得区分や受給期間を確認します。
 - (2) 自己負担額上限額管理票…助成の対象となるのは、支払済みの部分のみです。
 - (3) 振込先がわかるもの(通帳など)…新規の申請や変更の際はお持ちください。
- ※令和5年度分(令和5年4月~令和6年3月)の請求手続は、4月30日火までに行なってください。

●じん臓機能障がい者の通院費助成

対象者

じん臓機能障がい 1級で、通院して血液透析を受けている方 (徒歩、自家用車、タクシーで通院されている方も対象です)

手続に必要なもの

- (1) 請求書……申請をされる方の住所、氏名を記入してください。
- (2) 通院証明書…医療機関による透析回数の証明が必要となります。





タクシー利用料金の助成

4月から助成対象の範囲を拡大し、交付枚数も拡充します

障がい者の社会参加や通院のために市内各会社のタクシーを利用する場合、料金の一部を助成しています。 4月から、次のとおり事業内容が変更になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

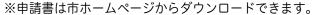
①助成対象者の拡大

対象となる障がいの種別や手帳の種類が変更となります。下記の表とお持ちの手帳をご確認ください。

②助成金額の拡充

|交付枚数を増やし、1 枚 500 円のタクシー利用券を 1 人につき年間 **24 枚**交付します。 (視覚障がい 1 級または 2 級の方については年間 36 枚交付)

※令和6年度分については、4月1日以降に申請してください。



市ホームページ▶ 🗂



	手帳の種類		令和6年3月まで	令和6年4月から
障害者手帳	身体障害者手帳	視覚障がい 1級または2級	24枚(12,000円)	36枚(18,000円)
		肢体不自由 1級または2級 (下肢、体幹、および上肢機能障がいの一部)	12枚(6,000円)	24枚(12,000円)
		その他身体障がい 1級または2級	非該当	24枚(12,000円)
	精神障害者保健福祉手帳 1級		非該当	24枚(12,000円)
	療育手帳 A		非該当	24枚(12,000円)
特別障害者手当 受給者			12枚(6,000円)	24枚(12,000円)

※対象者は市内在住の在宅者に限ります。